

# 木津東地区 まちづくりニュース

vol. 15  
令和3年8月  
2021.8

## 個別面談で頂いたご意見などをお知らせします。

土地所有者の皆様のお考えや疑問点などについて直接お話しさせて頂く機会として、個別面談を実施させて頂きました。

面談では、次のような意見を頂いております。

実施日：5月25日(火)～6月10日(木)のうち6日間

対象者：希望された方 51組(56名)

### おもな意見

Q1:事業化の時期はいつ頃か。

A1:現時点では明確にお答えすることができませんが、事業化に向けてしっかりと進めています。今後も適宜、情報共有させて頂きます。

Q2:減歩率はどうなるのか。

A2:現時点では60～80%程度を想定していますが、詳しいことは今後の計画などで決まります。

Q3:組合での追加負担はないか。

A3:追加負担がないように、業務代行者との契約に盛り込んでおくという方法があります。

Q4:FSJホールディングスの立場を教えてください。

A4:URから土地を譲り受けた一土地所有者です。

Q5:土地を所有していないURの立場を教えてください。

A5:アドバイザーとしての役割をさせて頂いております。

Q6:住宅地を希望しているが可能か。

A6:自己活用ゾーンの設定を検討していますが、仮に希望者が一人であれば、むずかしい場合もあります。

Q7:道路沿いにある事務所等については、そのまま使用することが可能か。

A7:区域の端であれば、事業区域から外すことも検討できます。区域に入れる場合は、減歩で面積が小さくなって換地されることとなります。

Q8: 都市計画道路上にある建物などについては、どうなるのか。

A8: 現状のままの使用を希望される場合は、事前に協議のうえで、道路の線の最小限での変更も検討します。

Q9: 公簿と地積測量図のある土地との面積算定の差をどうするのか。

A9: 今後、検討して参ります。

Q10: 土地改良区の施設があるが、地元対応はどうするのか。

A10: 別途協議が必要になると考えております。

Q11: 小さい土地の取扱いはどうなるのか。元々小さい土地が減歩されると、ますます小さくなり、使えない。

A11: 最終的にそのような土地をお持ちの土地所有者でまとまって、その代表者が業務代行者と協議のうえ、売却や借地で活用したり、換地を交付せず、清算金として金銭で処理する方法等も考えられます。

Q12: 処分場のようなものが建設されることはないのか。

A12: 学研都市建設計画などの土地利用規制に適合した施設のみ立地可能です。

今後も進捗に応じて、まちづくりニュースを通じて情報発信して参ります。  
また、当該事業に関しまして、疑問点やご不明点などがございましたら、お問合せください。

木津東地区のまちづくりは、地権者の皆さまお一人おひとりが主体的に携わっていただくことで事業が進みます。

現在、本地区で目指している組合施行による土地区画整理事業の実施には、**3分の2以上の方のご賛同が必要です**。まちづくり協議会への一人でも多くの方の賛同をお願いします。賛同いただける方は、同封の入会賛同届をご提出ください。

木津東地区のまちづくり情報は、市ホームページからご覧頂けます。

ホーム→市政情報→関西文化学術研究都市→木津東地区

<http://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/10,0,112,470.html>

発行: 木津東地区まちづくり協議会

事務局: 木津川市建設部都市計画課

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9

電話(0774)75-1222 FAX(0774)72-8382

E-mail: tokei(アットマーク)city.kizugawa.lg.jp